

違反対象物に係る公表制度について

○重大な消防法令違反の防火対象物をホームページに公表します。

平成24年5月に広島県福山市で発生したホテル火災を受け、防火対象物の危険性に関する情報を利用者等に公表し、利用者等の選択を通じて防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置促進を図るため、インターネット（ホームページ）上に公表する制度です。

○公表制度の対象となる建物

飲食店、物品販売店や旅館等不特定多数の者が出入りする防火対象物（消防法施行令別表第1、（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物）が対象です。

○公表制度の対象となる違反

消防用設備等のうち、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の未設置（重大な消防法令違反）による設置義務違反が対象です。

○公表する事項

違反が認められた防火対象物の名称、所在地、違反の内容、公表日等を公表します。

○公表の方法

鹿島地方事務組合のホームページに掲載します。

（鹿島地方事務組合ホームページアドレス <http://www.kcj.or.jp>）

○公表制度の運用開始時期

平成31年4月1日から運用開始

※建物の増改築や隣接建物の接続や建物用途の変更等によって、新たに消防用設備等が義務となることもあります。詳しくは建物を管轄する消防署等にご相談ください。

問い合わせ先

鹿島地方事務組合消防本部予防課 0299-97-3609（直通）

大野消防署 0299-69-0119

鹿嶋消防署 0299-82-0119

神栖消防署 0299-97-3618（直通）

鹿島港消防署 0299-92-0119

波崎消防署 0479-44-0119